

相続セミナー

開催先 長崎市アマランス

テーマ 相続セミナー



相続トラブルから家族と財産を守る

弁護士法人岩永・新富法律事務所 代表弁護士 岩永隆之

長崎本店 長崎市中町5-23大久保中町第二ビル2階
電話 095-829-2120

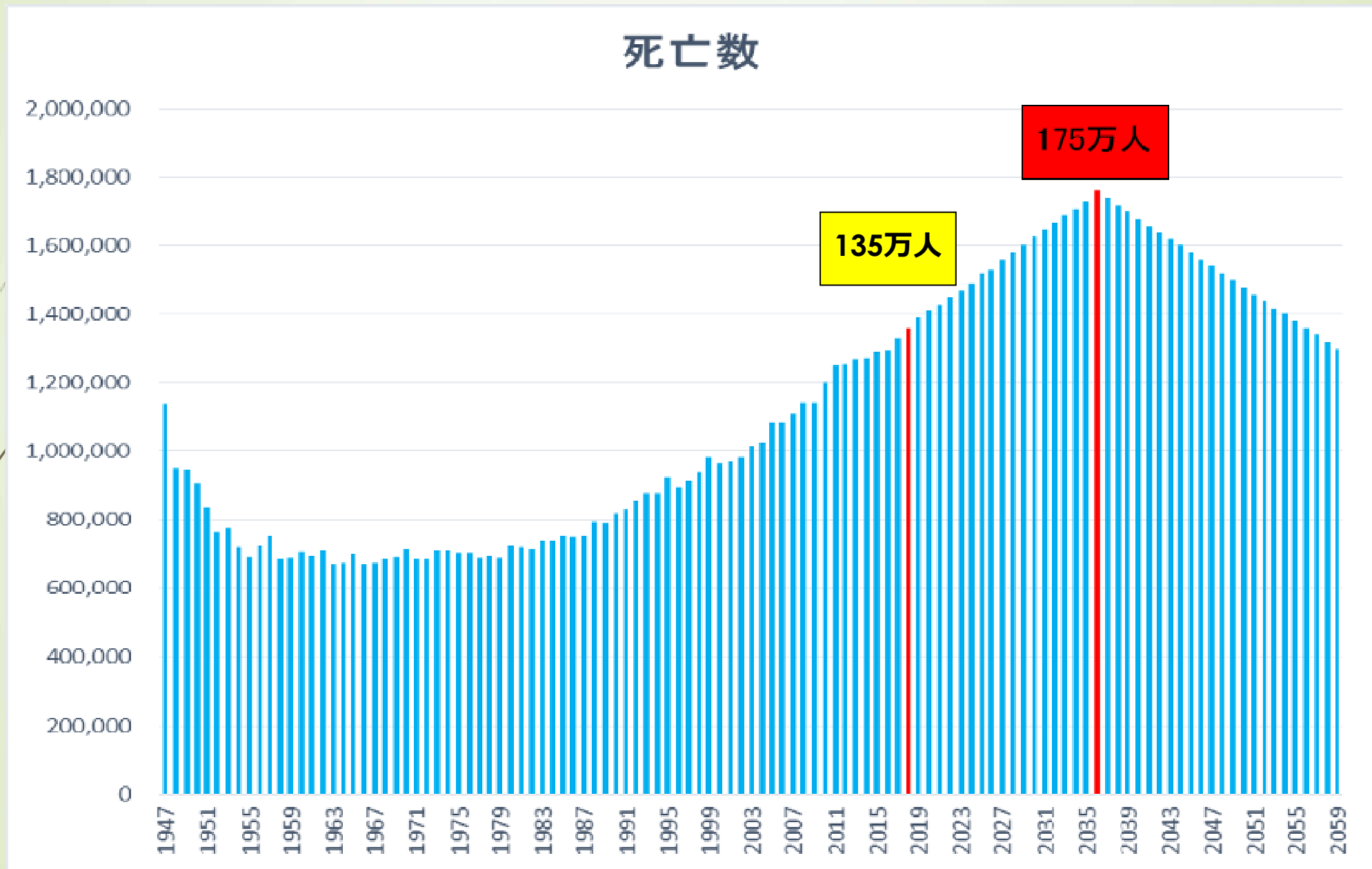
博多支店 福岡市博多区博多駅中央街5-11第13泰平ビル6階
電話 092-292-3693

E-mail : iwanaga-ta@ace.ocn.ne.jp

ホームページ : www.iwanaga-law.jp

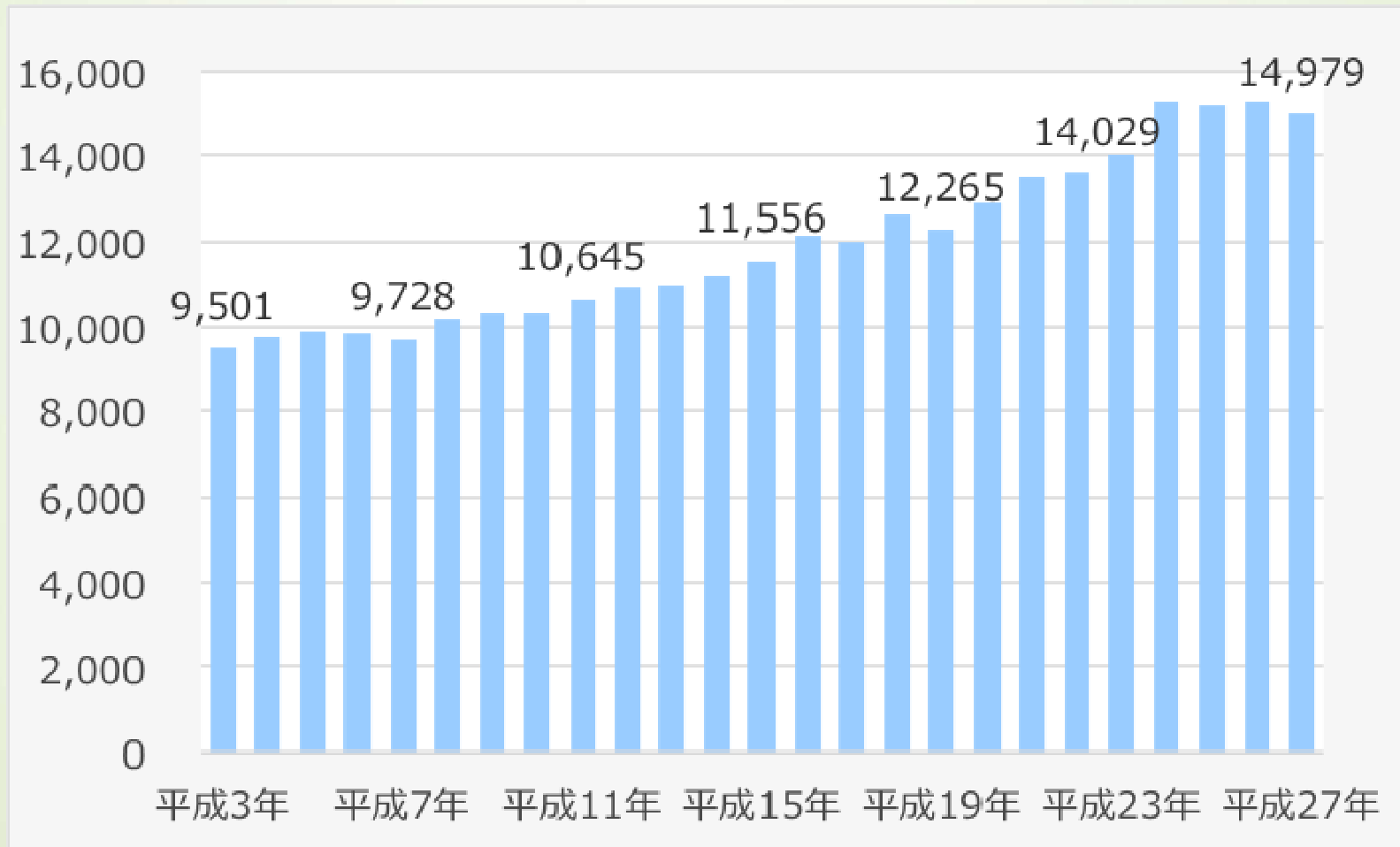
死亡者数の増加 (= 相続件数の増加)

2

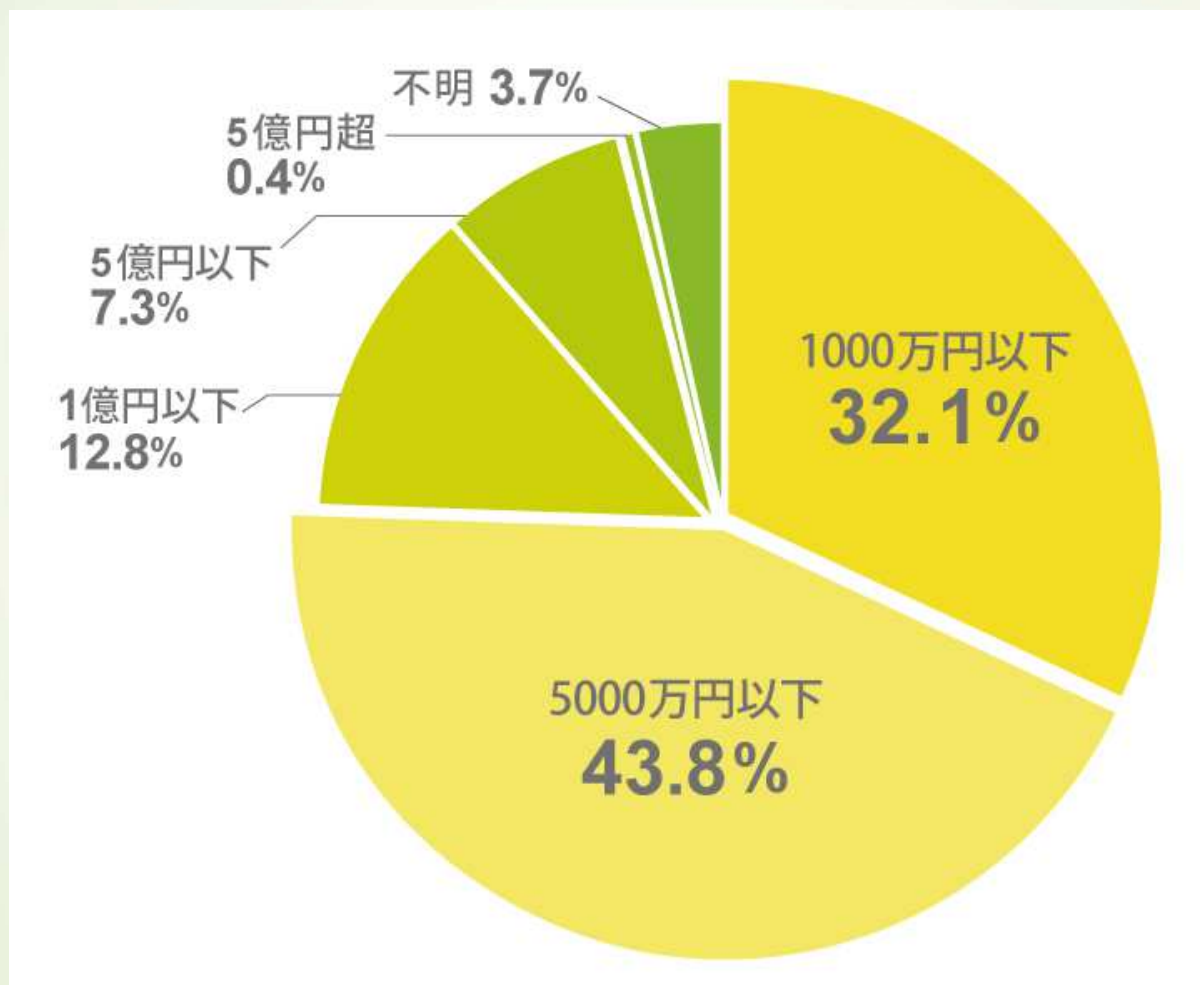


相続争いの増加傾向

遺産分割事件の新受件数（審判＋調停）（最高裁「司法統計年報」）



遺産分割事件の対象金額（最高裁「司法統計年報」）



相続手続きの流れ①

相続手続きの流れ

一般的に相続手続きの流れは、以下のようになります。

一定の期間を過ぎるとある行為を制限されるものが多々ありますので、くれぐれもご注意ください。

7日以内

- 死亡届を提出する（市区町村に提出）
- 死体火葬許可申請書を提出する（市区町村に提出）

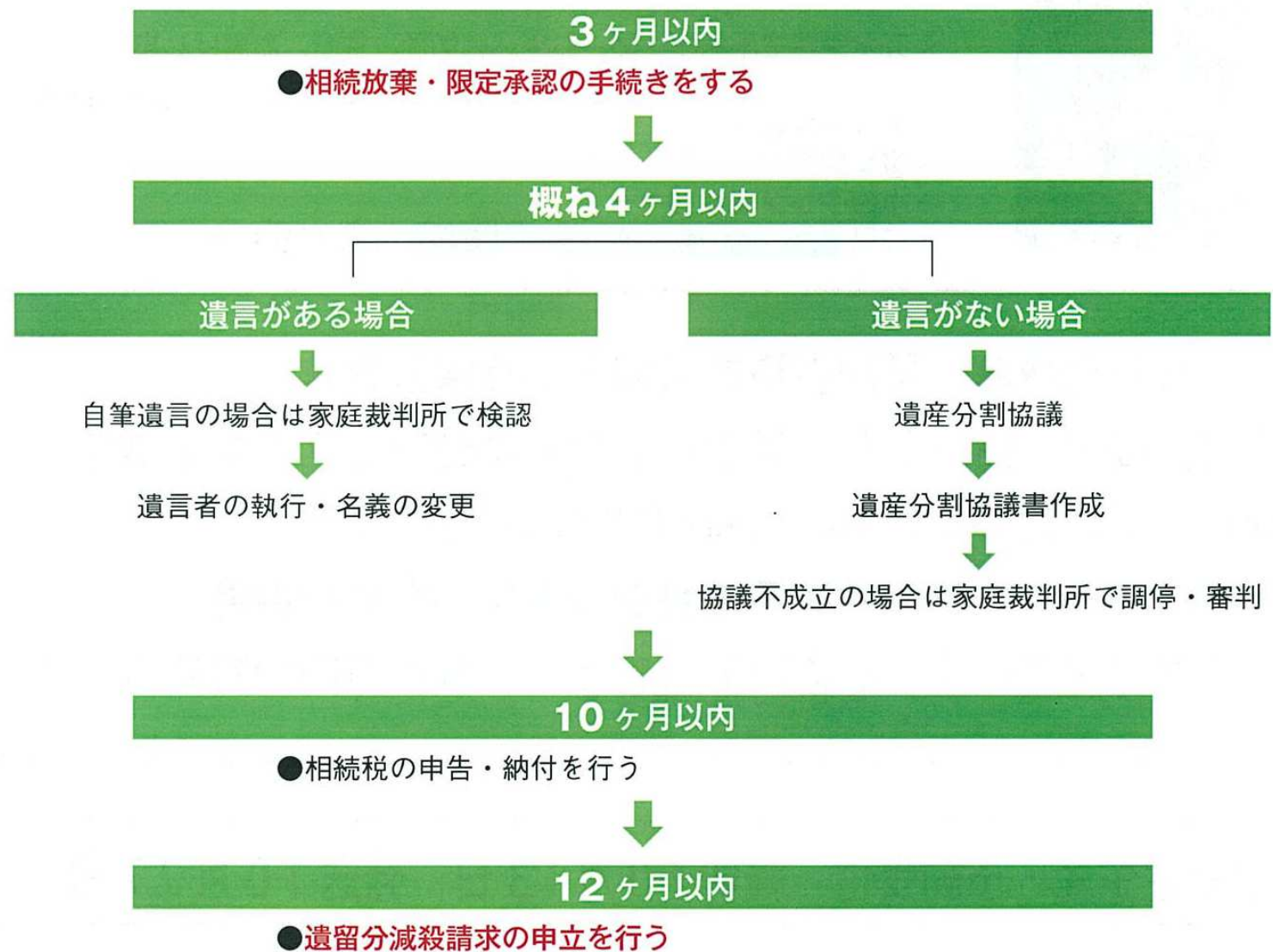


14日以内

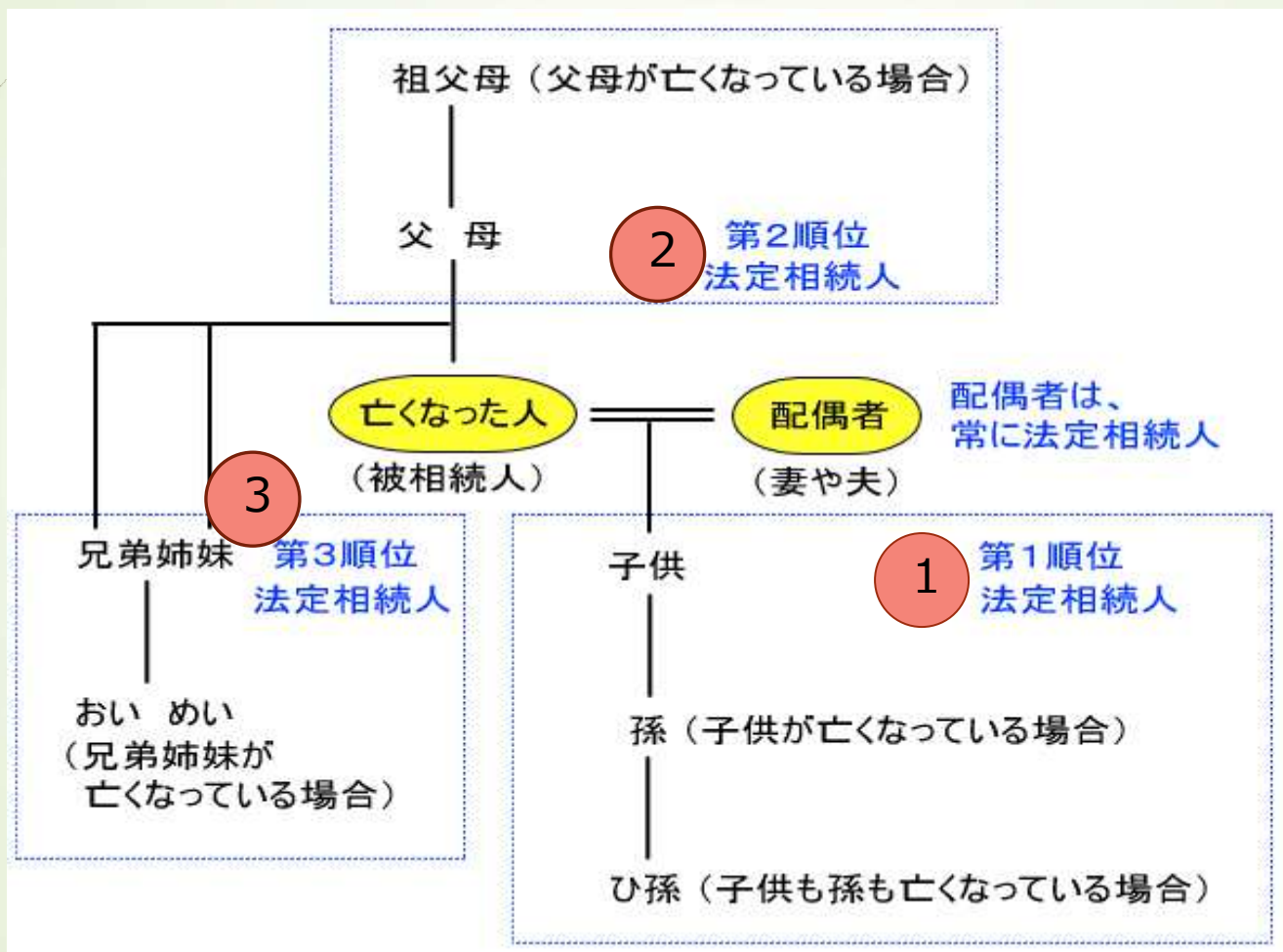
- 世帯主変更届を提出する（市区町村に提出）
- 公共料金などの名義変更
- 遺言書の有無を確認する
（公正証書遺言の場合、公証人役場で検索できます）
- 相続人調査を行う
- 相続財産・負債を調査する
（併せて、保険金の請求手続も行うのがよいでしょう）



相続手続きの流れ②



相続できるのは誰？



相続人の注意点①

①事実婚（内縁）の夫や妻

→相続人にならない。

②養子

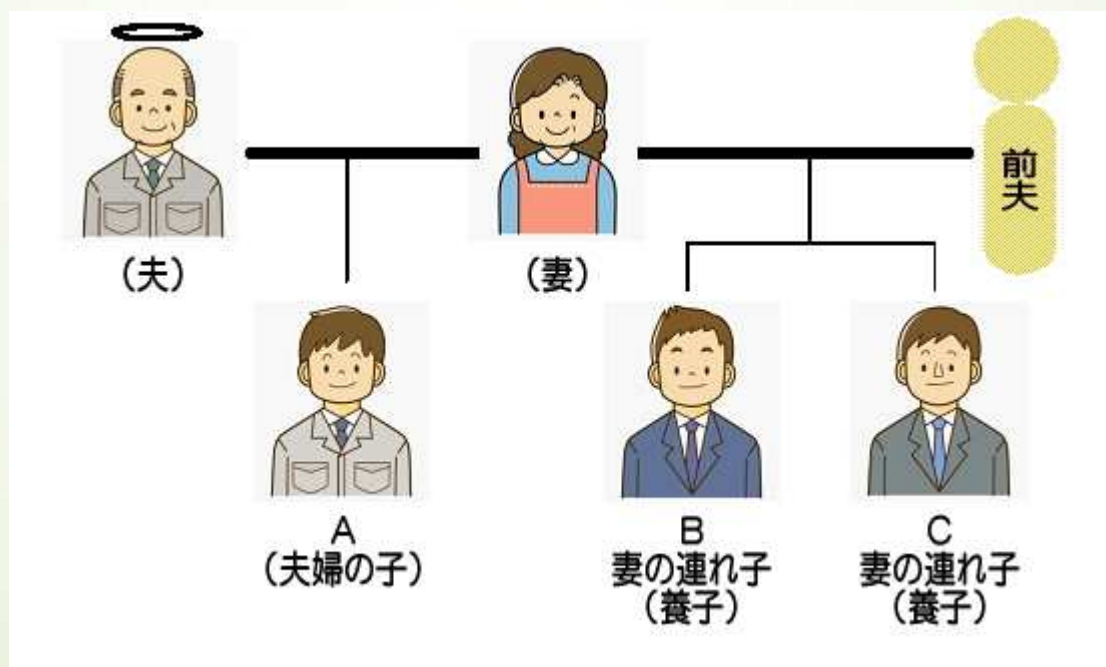
→相続人になる。

※養子は、養親と実親との両方の相続人となる。

ただし、特別養子縁組の場合は実親との関係は切れるので、
実親の相続人とはならない。

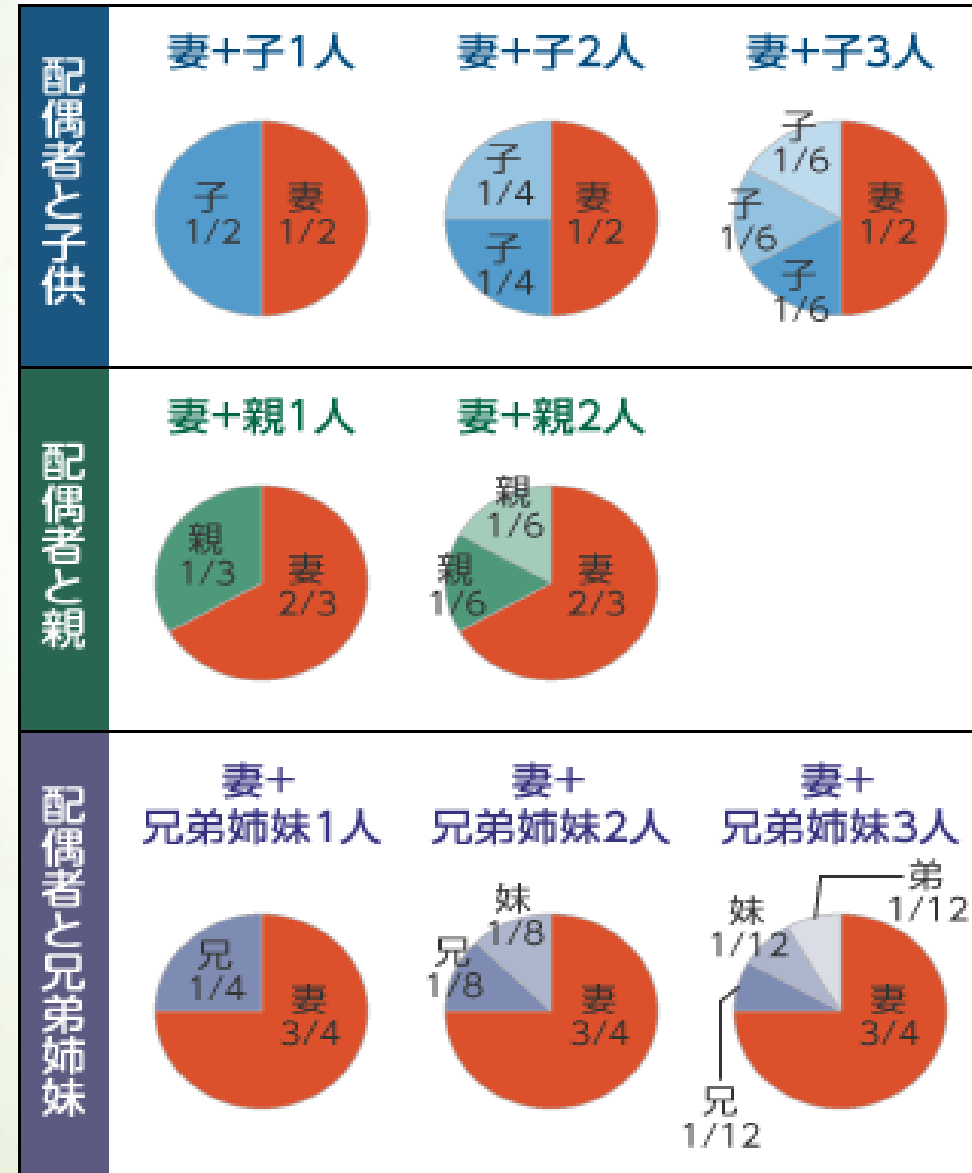
相続人の注意点②

配偶者の連れ子は相続人にならない。
ただし、養子縁組をすれば相続人になる。



相続の割合はどれくらいか？

法定相続割合



どのような財産が相続財産になるのか？

1. プラスの財産

- ①不動産
- ②預貯金，株式，投資信託など金融資産
- ③動産

2. マイナスの財産

- ①借金
- ②保証債務

3. 引き継がないもの

- ①医師や弁護士などの資格
- ②生活保護受給権

4. 争いのあるもの

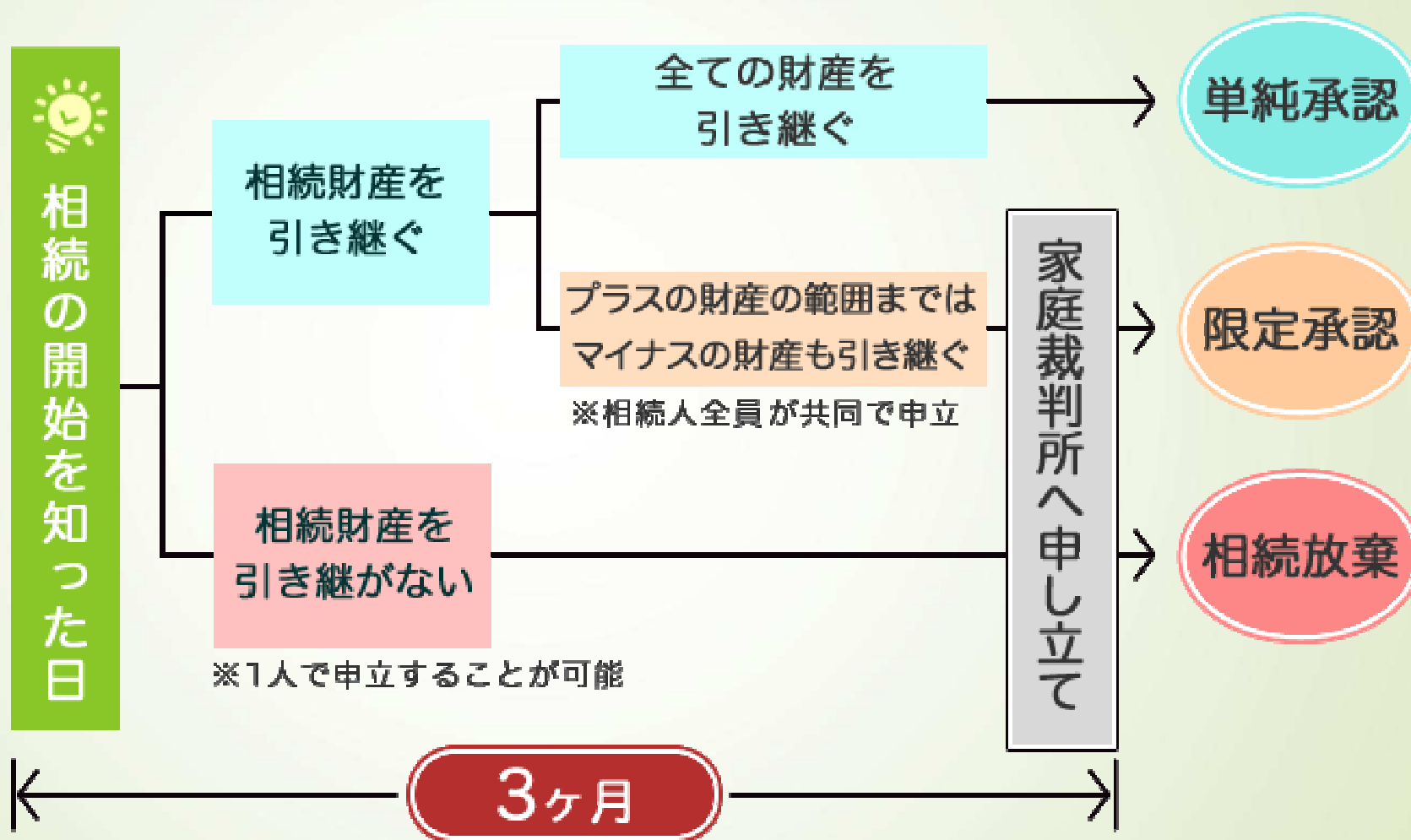
- ①生命保険金→受取人の固有の財産と考えるのが一般的（※相続税の対象とはなる）
- ②死亡退職金→受取人の固有の財産と考えるのが一般的（※相続税の対象とはなる）

※受取人の固有財産 = 遺産分割の対象外

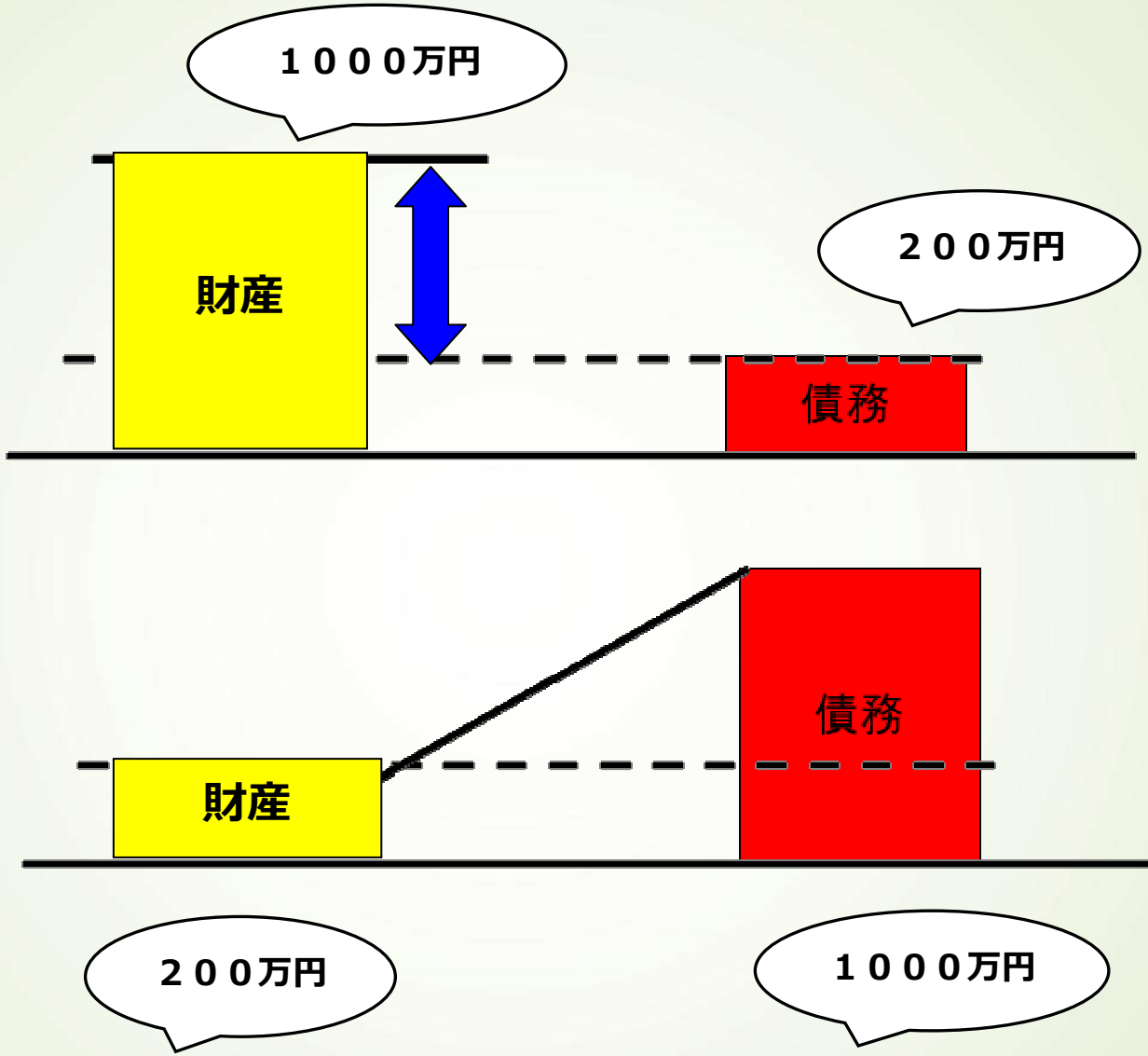
5. 墓地について

祭祀財産として，①遺言，②地域の慣習によって承継者を定める。

相続したくない場合はどうする？



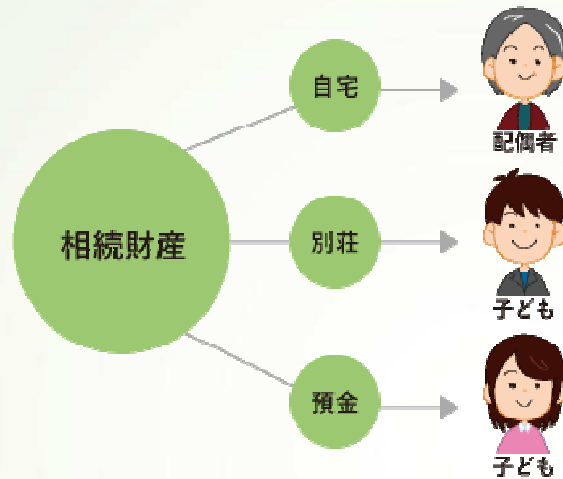
限定承認



遺産分割の方法

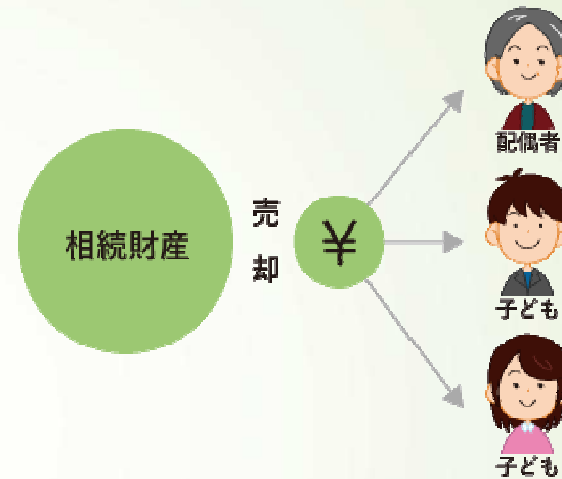
現物分割

それぞれの財産を誰が取得するかを決める方法



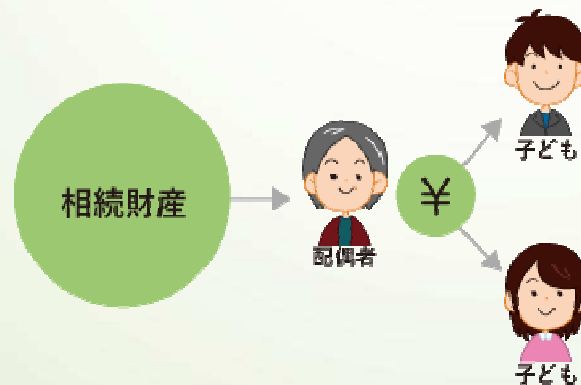
換価分割

相続財産を売却し、その売却代金を相続分に応じて分配する方法



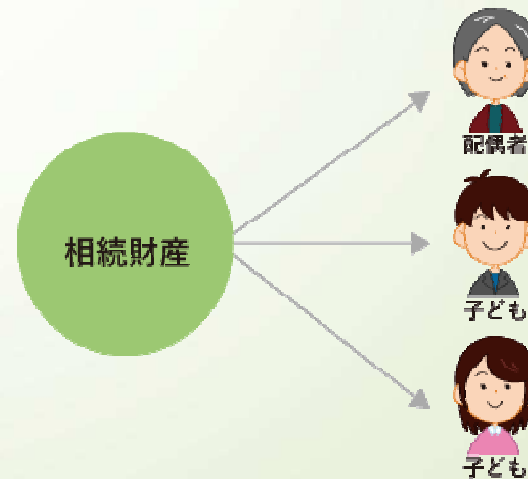
代償分割

特定の相続人が遺産を全て相続し、他の相続人に相続分に応じた現金を支払う方法



共有

財産を相続人で共有する方法



生命保険を活用した代償分割①

相続財産（合計9000万円相当額）



相続人（3人で，1人あたり相続額は3000万円）

①長男：不動産5000万円相続

②二男：預貯金2000万円相続

③三男：預貯金2000万円相続

代償金
1000
万円

代償金
1000
万円

生命保険を活用した代償分割②

- ▶ 預貯金 4000万円のうち、3000万円を保険金として生命保険に加入。

生命保険
3000万円
受取人：長男

- ▶ 相続財産（合計6000万円相当）
1人あたり、2000万円



- ①長男：不動産5000万円相続
- ②二男：預貯金500万円相続
- ③三男：預貯金500万円相続

保険金
3000
万円

相続財産には含まれない

代償金
1500
万円

代償金
1500
万円

遺産分割協議書（見本）

① 遺産分割協議書



実印で捺印を押します。

被相続人 世田谷 太郎（平成〇〇年〇〇月〇〇日 死亡）

- ② 最後の本籍 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番
最後の住所 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番〇〇号

本籍や住所は戸籍謄本や住民票の通りに正確に記載します。

- ③ 上記被相続人の遺産の分割について、共同相続人全員での協議の結果、下記の通り決定した。

記

- ④ 1. 相続人 世田谷 花子 は次の財産を取得する。

土地
所 在 東京都世田谷区世田谷一丁目
地 番 〇〇番〇
地 目 宅地
地 積 〇〇. 〇〇㎡

誰が何を取得するかはっきりとわかるように記載する。

- ⑤
建物
所 在 東京都世田谷区世田谷一丁目〇〇番〇
家屋番号 〇〇番〇
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床面積 1階 〇〇. 〇〇㎡ 2階 〇〇. 〇〇㎡

不動産は登記簿謄本（登記事項証明書）記載の通りに正確に記載します。

遺産分割協議書（見本）

2. 相続人 世田谷 一郎 は次の財産を取得する。

⑥ ○○銀行 ○○支店の被相続人名義の預金
普通預金 口座番号○○○○○○ のすべて

預貯金は同じ金融機関でも、支店、
口座ごとに分けて記載する。

⑦ 3. 相続人 世田谷 花子 は被相続人の債務をすべて負担する。

債務を誰が負担するかも記
載しておいた方がよい。

⑧ 4. 本協議書に記載のない財産及び後日判明した財産については相続人 世田谷 花子 が取得する。

後で財産が見つかった場合にどうするかも記載しておいた方がよい。

⑨ 上記協議の成立を証するため、本協議書を2通作成して、それぞれに署名押印し、各自1通を保有する。

⑩ 平成○○年○○月○○日

住 所 東京都世田谷区世田谷一丁目○○番○○号

⑪ 相続人 世田谷 花子

氏名は原則として自署する。

住 所 東京都渋谷区渋谷一丁目○○番○○号

相続人 世田谷 一郎

印

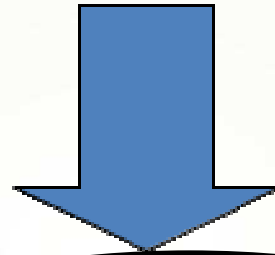
⑫

印鑑証明書と同じ
実印で押印する。

印

口座解約

凍結された銀行口座



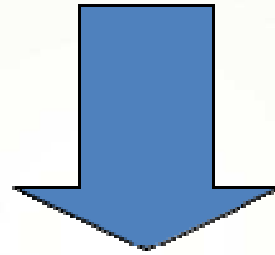
解除するために
これだけの
書類が必要

- ・遺産分割協議書
- ・相続人全員の印鑑証明書
- ・被相続人の戸籍謄本
- ・相続人全員の戸籍謄本

口座の仮払制度 (民法改正)

20

凍結された銀行口座は
平成30年7月の改正民法により



預貯金債権の**1/3を上限**として
各相続人が**単独**で法定相続分まで
を引出すことが可能

つまり預貯金債権の1/3 × 法定相続分

法定相続情報

平成29年5月29日から
運用開始されている

(記載例)

被相続人法務太郎法定相続情報

最後の住所 ○県○市○町○番地
出生 昭和○年○月○日
死亡 平成28年4月1日

(被相続人)

法務太郎



住所 ○県○市○町三丁目4番6号
出生 昭和○年○月○日
(配偶者)
法務花子

以下余白

住所 ○県○郡○町○34番地
出生 昭和45年6月7日
(子)

法務一郎 (申出人)

住所 ○県○市○町三丁目4番6号
出生 昭和47年9月5日
(子)

相続従子

住所 ○県○市○町五丁目4番8号
出生 昭和50年11月27日
(子)

登記進

作成日：○年○月○日
作成者：○○○士 ○○ ○○
(住所：○市○町○番地)

地叙紙

これは、平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る
法定相続情報一覧図の写しである。

平成○年○月○日

○○法務局○○出張所

登記官

○○ ○○



注) 本書面は、提出された戸籍簿謄本等の記載に基づくものである。相続放棄
に関しては、本書面に記載されない。また、相続手続以外に利用することはできない。

手続の流れ

判断能力が十分ではない方が
たとえば…

- ・家を売りたいとき
- ・福祉サービスを受けたいとき
- ・遺産分割をしたいとき

1人でするには不安がある。
1人ではできない。

任意後見契約

公正証書によって行います。

公証役場

判断能力が不十分になったとき

申立て

●後見/保佐/補助の開始の申立て

[申立てに必要な主なもの]

- ・申立書
- ・診断書（成年後見用）
- ・申立手数料（1件につき800円分の収入印紙）
- ・登記手数料（2,600円分の収入印紙）
- ・郵便切手
- ・本人の戸籍謄本

など

詳しくは、家庭裁判所に用意されている一覧表などでご確認ください。

●任意後見監督人選任の申立て

*申立て後は、裁判所の許可を得なければ取り下げることはできません。

審判手続

調査等

裁判所の職員が事情を尋ねたり、問い合わせたりします。

審問

必要に応じ裁判官が直接事情を尋ねます。

★本人の判断能力について鑑定を行うことがあります。（別途費用がかかります。）

監督

家庭裁判所

任意後見監督人 / 成年後見監督人など

任意後見人 / 成年後見人など

審判

援助

成年後見人など / 本人

◎身の回りに配慮しながら財産を管理します。

成年後見登記

審判内容は戸籍には記載されません。

法務局

後見制度の利用場面①

1. お金の管理ができなくなったとき

(例) 認知症の母は、私の妹と同居しているのですが、母の年金などを妹が勝手に使っているようです。母の世話で必要な出費はかまわないのですが、妹は自分のためにも使っているようですので、それを止めさせる方法はないでしょうか？

2. 悪徳商法にだまされそうなき

(例) 認知症の父が、必要のない家のリフォームの契約を何度も結んで困っています。

また、父に先日、まもなく上場する予定の未公開株を買わないかという勧誘の電話もかかってきました。たまたま私が電話に出たので良かったのですが、父が出ていたら買うと答えていたかもしれません。

後見制度の利用場面②

3. 医療や介護サービスを受ける手続きができなくなったとき

(例) 私は、介護施設に入所したいのですが、その手続きをどのようにすれば良いのか分かりません。

4. 老後の財産管理が心配なとき

(例) 子供がいないため、将来認知症になったとき、財産をどのように管理していったら良いのか不安です。

5. 法的手続きをとる必要があるとき

(例) 認知症の母の不動産を売却して、介護施設の入所費用に充てたいのですが、不動産を勝手に売却して良いのでしょうか。

相続人の一人が認知症になっていて遺産分割協議ができないのですが、他の相続人だけで遺産分割協議をまとめても良いのでしょうか。

成年後見制度の全体像



今、ある程度判断能力はあるけど、**今から**財産管理などを援助して欲しい



財産管理契約
(任意代理契約)



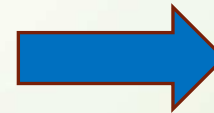
今は、自分でできるけど、**将来**判断能力が不十分になったときのことを、今から決めておきたい



任意後見契約



今、判断能力がほとんどなく (判断能力が低下していて)、財産管理などの援助が必要



法定後見制度
(成年後見, 保佐, 補助)

成年後見制度

法定後見制度

すでに判断能力の不十分な状態(認知症・知的障害・精神障害等)にある場合に、本人や家族などの申立てにより、家庭裁判所が成年後見人を選び、援助する制度です。

法定後見は、家庭裁判所に申し立てします。

補助

判断能力が不十分な状態で、重要な取引は可能だが、一人では不安のある方

保佐

判断能力が著しく不十分な状態で、日常の買い物等は一人でできるが、不動産売買など重要な取引行為は難しい方

後見

判断能力がほとんどない状態で、日常の買い物も自分ではできない程度の状態の方

任意後見制度

将来判断能力が衰えた時に備えて、あらかじめ任意後見人を決め、支援してほしいことを事前の契約(任意後見契約)により決めておく制度です。

公証人の作成する公正証書で任意後見契約を結びます。

契約締結に必要な判断能力が十分なうちに、将来の判断力の低下時に備えて、自分の意思で、任意後見人を決めておきます。

任意後見人とよく話し合って、後見事務(生活・療養監護及び財産管理)の内容を決めておきます。

契約の効力は、契約締結のときから生じるのではなく、本人の判断能力が十分でなくなり家庭裁判所が「任意後見監督人」を選任したときから効力が生じます。

高齢両親の困り込みに関する近時の裁判例

27

○父（86歳）＝母（87歳） 福岡県小郡市在住で、どちらも認知症

子供は、長男（横浜市在住）と長女（福岡県小郡市在住）

○長男が、長女に無断で、両親を横浜市に連れ去り、施設に入所させた。

長女に会わせない ※このようにして遺言書を書かせるケースも多い。

○長女が包括支援センターに問い合わせても、センターは長男から口止めされているとして回答拒否。

長女が、両親について、成年後見開始審判の申立をするも、家裁調査官が両親の調査をすることができず（長男は家裁にも両親の所在を明かさず）、不奏功。

○長女が、長男に対して、両親との面会妨害禁止の仮処分申立て

裁判所の判断「債権者は、両親の子であるところ、前記認定事実のとおり、**両親はいずれも高齢で要介護状態にあり、アルツハイマー型認知症を患っていることからすると子が両親の状況を確認し、必要な扶養をするために、面会交流を希望することは当然であって、それが両親の意思に明確に反し両親の平穏な生活を侵害するなど、両親の権利を不当に侵害するものでない限り、債権者は両親に面会をする権利を有するものといえる。**」（横浜地裁平成30年7月20日）

○類似事案で、東京地裁令和元年11月22日は、110万円の損害賠償を命じている。

生前贈与を受けた相続人がいる場合の修正

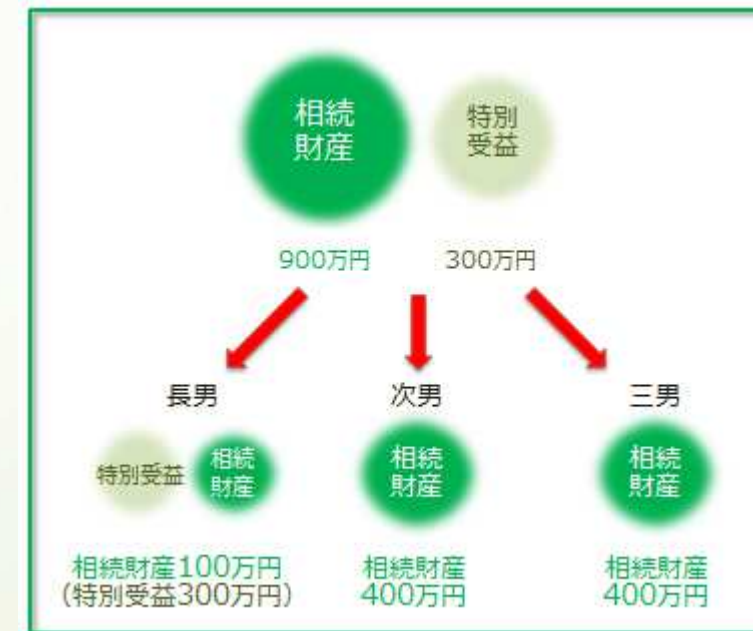
特別受益

父が死亡し（母は既に死亡している）、相続人として3人の子供（男子）がいる。父の死亡により、900万円の遺産が残されたが、生前、長男は事業資金として父親から300万円の援助を受けていた。

- ・特別受益者（長男）の相続分

$$\begin{aligned} &= \text{遺産} + \text{生前贈与額} \times \text{相続割合} - \text{生前贈与額} \\ &= (900\text{万円} + 300\text{万円}) \times 1/3 - 300\text{万円} \\ &= 100\text{万円} \end{aligned}$$

- ・次男：1200万円 \times 1/3 = 400万円
- ・三男：1200万円 \times 1/3 = 400万円



故人に貢献した相続人がいる場合の修正

寄与分

夫Hには、妻Wのほか、3人の子ABCがいる。

Hの死亡により、1200万円の遺産が残されたが、Hの生前、長男Aは病弱だった父親に代わり、家業を給与もほとんどもらわずに支えてきた。

Aの貢献度が600万円と評価される場合のAの相続分は？

・ $(1200 - 600) \times 1/6 + 600$ 万円 = 700 万円

※貢献した分を相続財産とは別枠で、Aに与える。

(寄与分のパターン)

- ①被相続人の事業に関する労務の提供
- ②被相続人に対する財産の提供
- ③被相続人の療養看護

事例の紹介①

(事案の概要)

父の相続で、遺産は不動産、預貯金で合計約1億円。相続人は長男と二男の2名。長男は高校卒業後、就職した。二男は昭和55年に大学を卒業後、就職した。長男は父親と同居し、父が要介護状態（要介護3、4）になった後は、トイレ、風呂、食事の世話を無償で行ってきた。

(長男の主張)

①二男の大学の学費や仕送りについては、特別受益である。

昭和55年当時の学費は、消費者物価指数に照らして、現在価値に換算すべき（平成27年の授業料等を100として昭和55年49.9）。

※当時の学費は大学に確認すれば判明する。仕送額は当時の通帳など無く不明。

②父の介護は、寄与分に当たる。

介護保険の報酬基準に準じて寄与分額を算出すべきである。

事例の紹介②

(二男の反論)

①長男は学力不足のためにたまたま大学に進学しなかっただけである。

当時の大学進学率から見ても、大学進学は特別のことではなくなっており、特別受益に当たらない。

私立の医学部のように特別に高額な場合は特別受益に該当することがあるかもしれないが、その場合でも特別受益となるのは、「私立医学部の学費－通常の大学の学費」の部分（私立医学部に特有の学費部分）である。

②親子関係に伴う当然の行為であり、「特別の寄与」とまではいえない。

介護をどの程度行っていたのか証明されていない。

仮に介護を行ったとしても、専門介護職ではないので、減額すべきである。

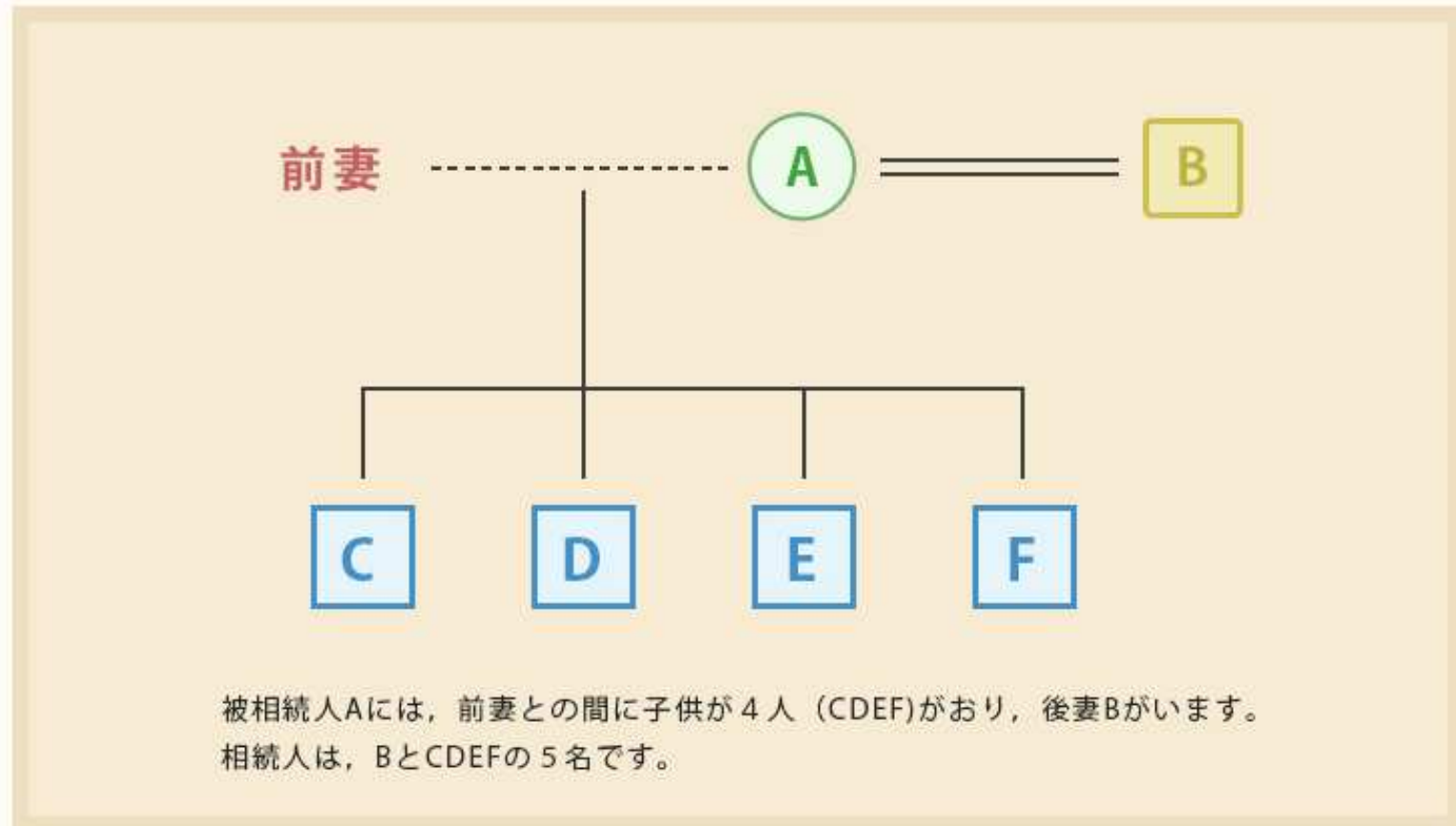
長男は父の住居に無償で住んでいたのだから、居住利益（家賃相当額）を差し引くべきである。

相続人の一人による使い込み①

■ 相続人のうち1名が被相続人の財産を引き出していたケース

※事実関係については、プライバシー保護の点から、一部変えてあります

■ 相続人関係図



■ 相続財産

預貯金、不動産

相続人の一人による使い込み②

33

● 相談の内容

子供であるCさんらからのご相談でした。その内容は、父親Aは亡くなる前に長期間入院しており、亡くなる3か月前くらいからは口もきくことができない状況だったそうですが、義母Bが父親Aが亡くなる1か月ほど前に、A名義の銀行口座から多額の預金を引き出しているというものでした。

Aの遺産について遺産分割協議を進めていたそうですが、Bが預金引き出しを認めようとせず、紛糾しているとのことでした。

相続人の一人による使い込み③

● 処理の内容

(1) 財産関係の調査

預金引き出しの有無について調査するため、Aさん名義の預金口座の取引履歴を銀行から取り寄せて、お金の動きを調査しました。すると、Cさんらが言うように、ATMから何回も預金引き出しがされていました。また、別の預金口座については、Bさんが金融機関の窓口で預金引き出しをしていました（その金融機関の担当者は、BさんがAさんの妻であることから引き出しに応じたようです）。病院のカルテなどを取り寄せてみると、その預金引き出しの時期には、既にAさんの判断能力は失われていますので、Aさんの意思で引き出したものではありません。

(2) 遺産分割交渉

そこで、調査内容を記載した書面を作成し、引き出した預金のうち、Aさんの葬儀費用等に充てた部分を除いた金額を遺産に戻した上で、法定相続分に応じて分割することをBさんに提案しました。

交渉不成立であれば直ちに調停を申し立てる予定でしたが、Bさんが応じてくれましたので、遺産分割協議書を作成して、解決ということになりました。

配偶者居住権（短期居住権）① ※法務省資料より

1. 見直しのポイント

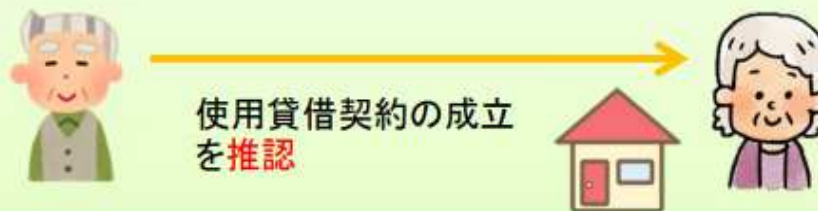
配偶者は、相続開始時に被相続人の建物(居住建物)に無償で住んでいた場合には、以下の期間、**居住建物を無償で使用する権利(配偶者短期居住権)**を取得する。

- ① 配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間(ただし、最低6か月間は保障)
- ② 居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月

2. 現行制度

最判平成8年12月17日の判例法理

配偶者が、相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認する。



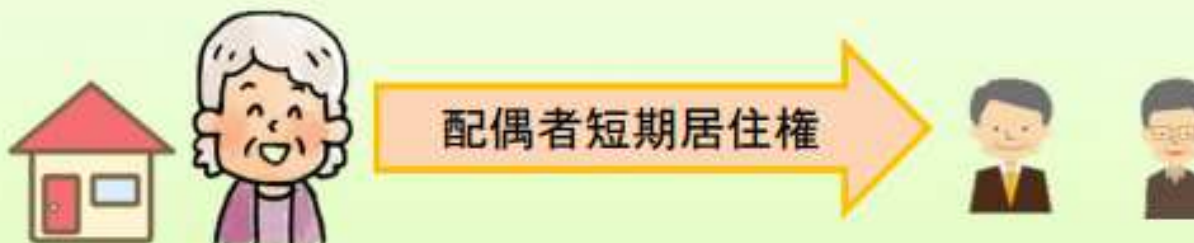
判例法理では、**配偶者の保護に欠ける場合がある。**



- ・ 第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合
- ・ 被相続人が反対の意思を表示した場合
→ 使用貸借が推認されず、居住が保護されない。

3. 制度導入のメリット

被相続人の建物に居住していた場合には被相続人の意思にかかわらず保護



被相続人が居住建物を遺贈した場合や、反対の意思を表示した場合であっても、配偶者の居住を保護することができる。

他に、常に最低6か月間は配偶者の居住が保護されるというメリットもある。

配偶者居住権（長期居住権）①

※法務省資料より

37

1. 見直しのポイント

配偶者が相続開始時に居住していた被相続人所有の建物を対象として、**終身又は一定期間、配偶者に建物の使用を認めることを内容とする法定の権利**（配偶者居住権）を新設する。

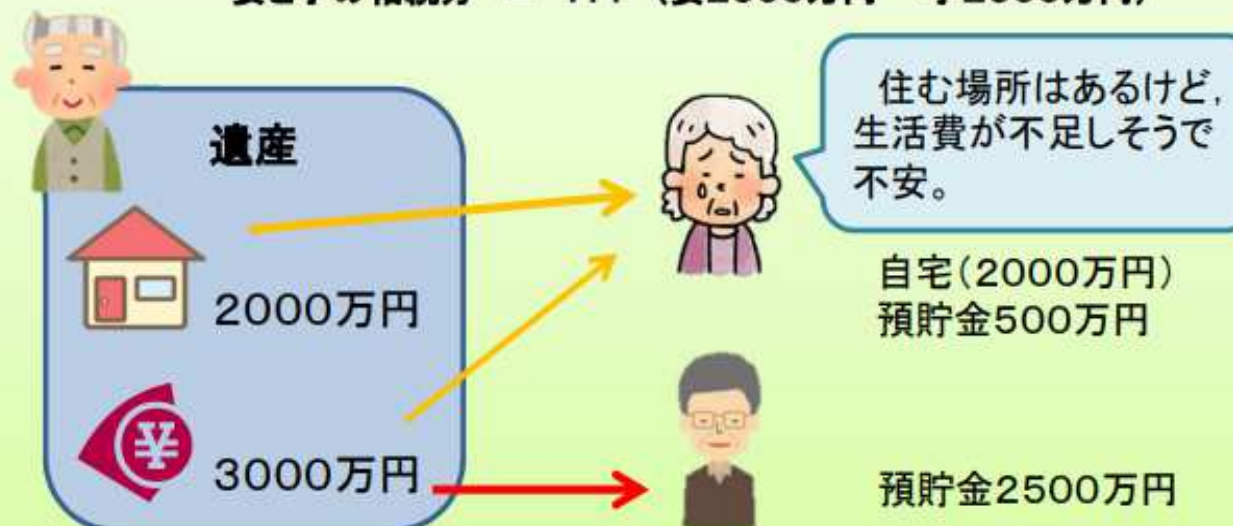


- ① 遺産分割における選択肢の一つとして
- ② 被相続人の遺言等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにする。

2. 現行制度

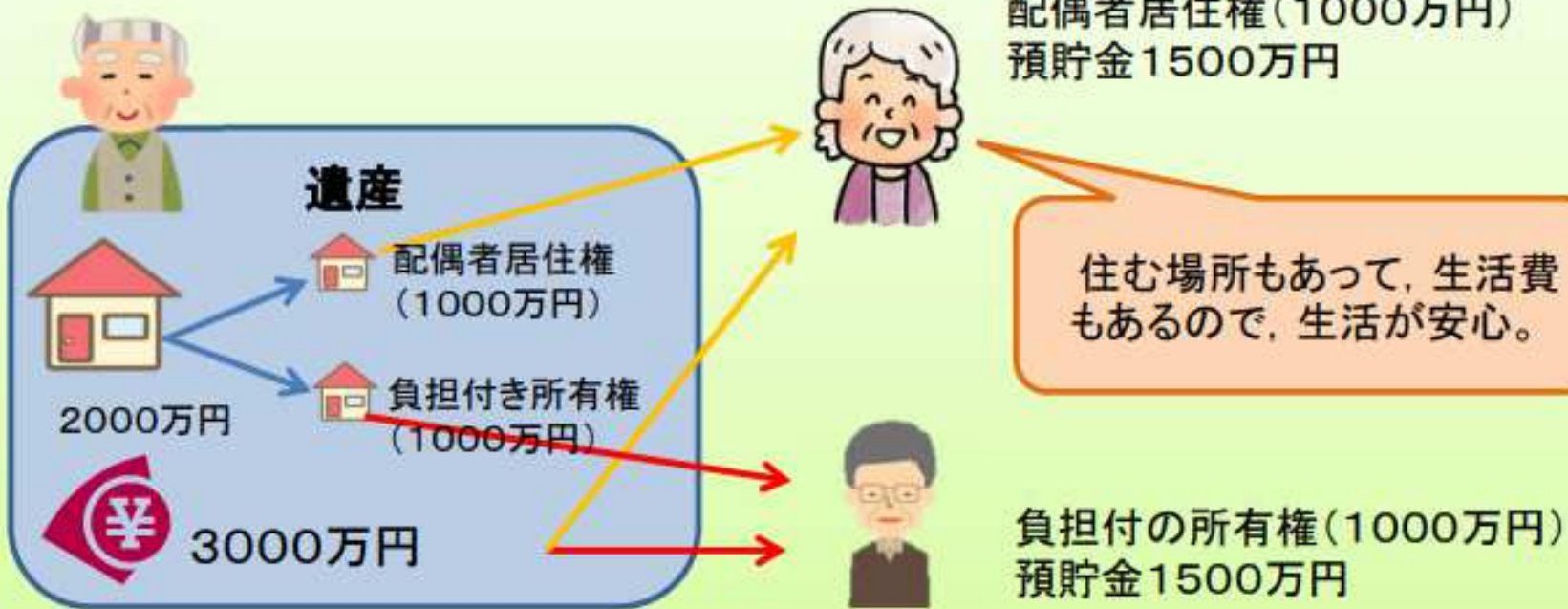
配偶者が居住建物を取得する場合には、他の財産を受け取れなくなってしまう。

例：相続人が妻及び子、遺産が自宅（2000万円）及び預貯金（3000万円）だった場合
妻と子の相続分 = 1:1（妻2500万円 子2500万円）



3. 制度導入のメリット

配偶者は自宅での居住を継続しながらその他の財産も取得できるようになる。



1. 見直しのポイント

婚姻期間が20年以上である配偶者の一方が他方に対し、その居住の用に供する建物又はその敷地(居住用不動産)を遺贈又は贈与した場合には、原則として、計算上遺産の先渡し(特別受益)を受けたものとして取り扱わなくてよいこととする。

→ このような場合における遺贈や贈与は、配偶者の長年にわたる貢献に報いるとともに、老後の生活保障の趣旨で行われることが多い。

→ 遺贈や贈与の趣旨を尊重した遺産の分割が可能となる
(法律婚の尊重, 高齢の配偶者の生活保障に資する)。

2. 現行制度

贈与等を行ったとしても、原則として遺産の先渡しを受けたものとして取り扱うため、配偶者が最終的に取得する財産額は、結果的に贈与等がなかった場合と同じになる。

→ 被相続人が贈与等を行った趣旨が遺産分割の結果に反映されない。

(事例) 相続人 配偶者と子2名(長男と長女)
遺産 居住用不動産(持分2分の1) 2000万円(評価額)
その他の財産 6000万円
配偶者に対する贈与 居住用不動産(持分2分の1)2000万円



配偶者の取り分を計算する時には、生前贈与分についても、相続財産とみなされるため、
 $(8000万 + 2000万) \times 1/2 - 2000万 = 3000万円$ となり、
 最終的な取得額は、
 $3000万 + 2000万 = 5000万円$ となる。
 結局、贈与があった場合とそうでなかった場合とで、最終的な取得額に差異がないこととなる。

3.制度導入のメリット

このような規定(被相続人の意思の推定規定)を設けることにより、原則として遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要がなくなり、配偶者は、より多くの財産を取得することができる。 → 贈与等の趣旨に沿った遺産の分割が可能となる。



同じ事例において、生前贈与分について相続財産とみなす必要がなくなる結果、配偶者の遺産分割における取得額は、
 $8000万 \times 1/2 = 4000万円$ となり、
最終的な取得額は、
 $4000万 + 2000万 = 6000万円$
となり、贈与がなかったとした場合に行う遺産分割より多くの財産を最終的に取得できることとなる。

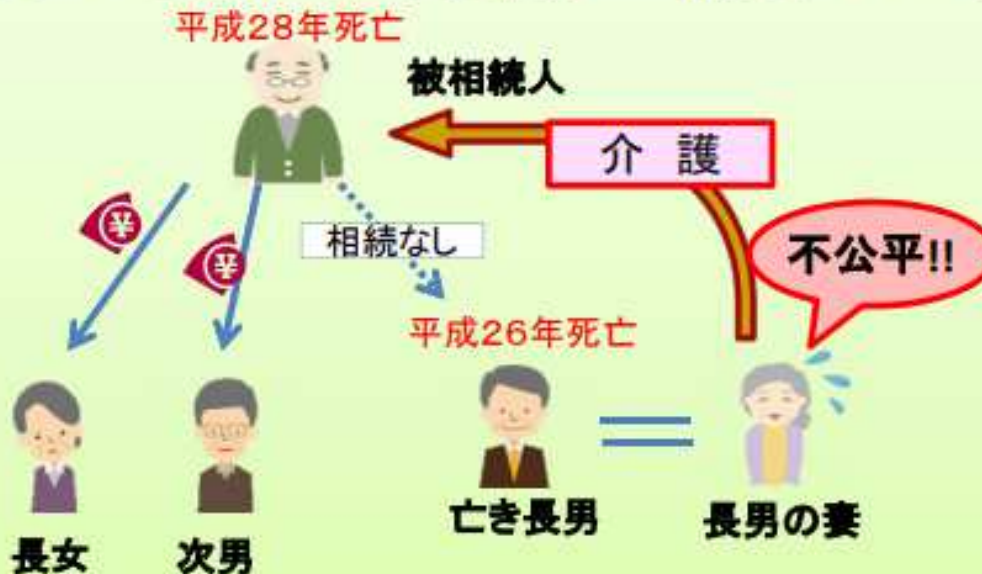
1. 見直しのポイント

相続人以外の親族が、被相続人の療養看護等を行った場合、一定の要件のもとで、相続人に対して金銭の支払を請求することができることとする。

2. 現行制度

相続人以外の者は、被相続人の介護に尽くしても、相続財産を取得することができない。

例：亡き長男の妻が、被相続人の介護をしていた場合

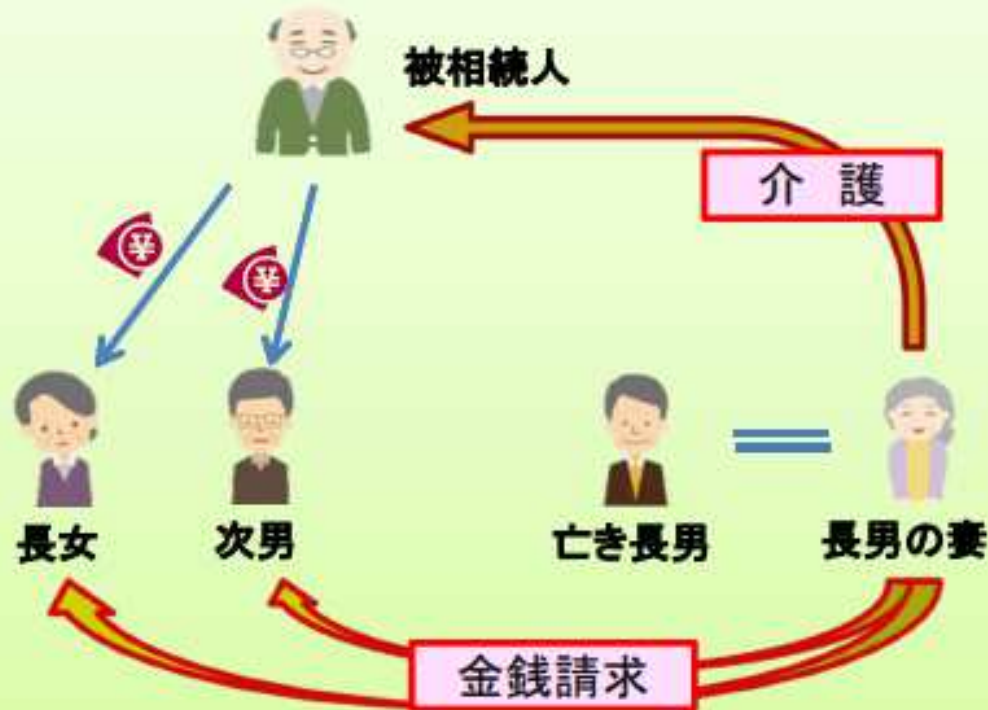


・ 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を全く行っていなかったとしても、相続財産を取得することができる。

・ 他方、長男の妻は、どんなに被相続人の介護に尽くしても、相続人ではないため、被相続人の死亡に際し、相続財産の分配にあずかれない。

3. 制度導入のメリット

相続開始後、長男の妻は、相続人(長女・次男)に対して、金銭の請求をすることができる
→ 介護等の貢献に報いることができ、実質的公平が図られる。



※ 遺産分割の手続が過度に複雑にならないように、遺産分割は、現行法と同様、相続人(長女・次男)だけで行うこととしつつ、相続人に対する金銭請求を認めることとしたもの。

相続人としての権利が奪われる場合

1. 相続欠格：当然に相続人になることができない。
 - ①被相続人を殺害して刑に処せられた者
 - ②遺言書を偽造，破棄，隠匿した者 など

2. 相続人の廃除：被相続人が生前に，または遺言で相続人としての権利を剥奪することを家庭裁判所に請求するもの。
 - ①被相続人を虐待した場合
 - ②被相続人に重大な侮辱を加えた場合
 - ③その他の著しい非行があった場合

遺言がある場合とない場合①

(甲田家のケース)



良夫の財産①不動産（評価額3000万円）

※先祖伝来の土地なので長男に継がせたい

②預金（2000万円）

遺言がある場合とない場合②

(遺言がない場合)

法定相続分	花子	1 / 2	2500万円相当
	太郎	1 / 4	1250万円相当
	次郎	1 / 4	1250万円相当



遺産を具体的にどのように分けるかは協議による。
太郎が不動産を継ぐことになるかは未定。

(遺言がある場合)

遺留分	花子	1 / 4	1250万円相当
	太郎	1 / 8	625万円相当
	次郎	1 / 8	625万円相当



花子の遺留分と次郎の遺留分を確保してやれば、太郎が確実に不動産を継ぐことができる。

遺言を作成しておいた方が良い場合

- ①配偶者はいるが、子供がいない場合
→配偶者に全額を渡したい場合はその旨の遺言を作成する
- ②特定の子供に財産を多く残したい場合
→長男に自宅を継がせたい場合、障害のある子供に多くを遺したい場合など
- ③先妻、後妻ともに子供がいる場合
→子供同士が疎遠でもめやすい
- ④内縁の配偶者がいる場合
→財産を遺すには籍を入れるか、遺言を作成する。
- ⑤自宅以外の財産がほとんどない場合
→誰が不動産を相続するのか遺言に明記すると良い。
- ⑥自営業や農家である場合
→跡継ぎに何を渡すかは遺言で指定する。
- ⑦ペットの世話が心配な場合
→ペットを世話する代わりに財産を渡すという負担付遺贈を利用すると良い。

遺言を残す方法（遺言の種類）

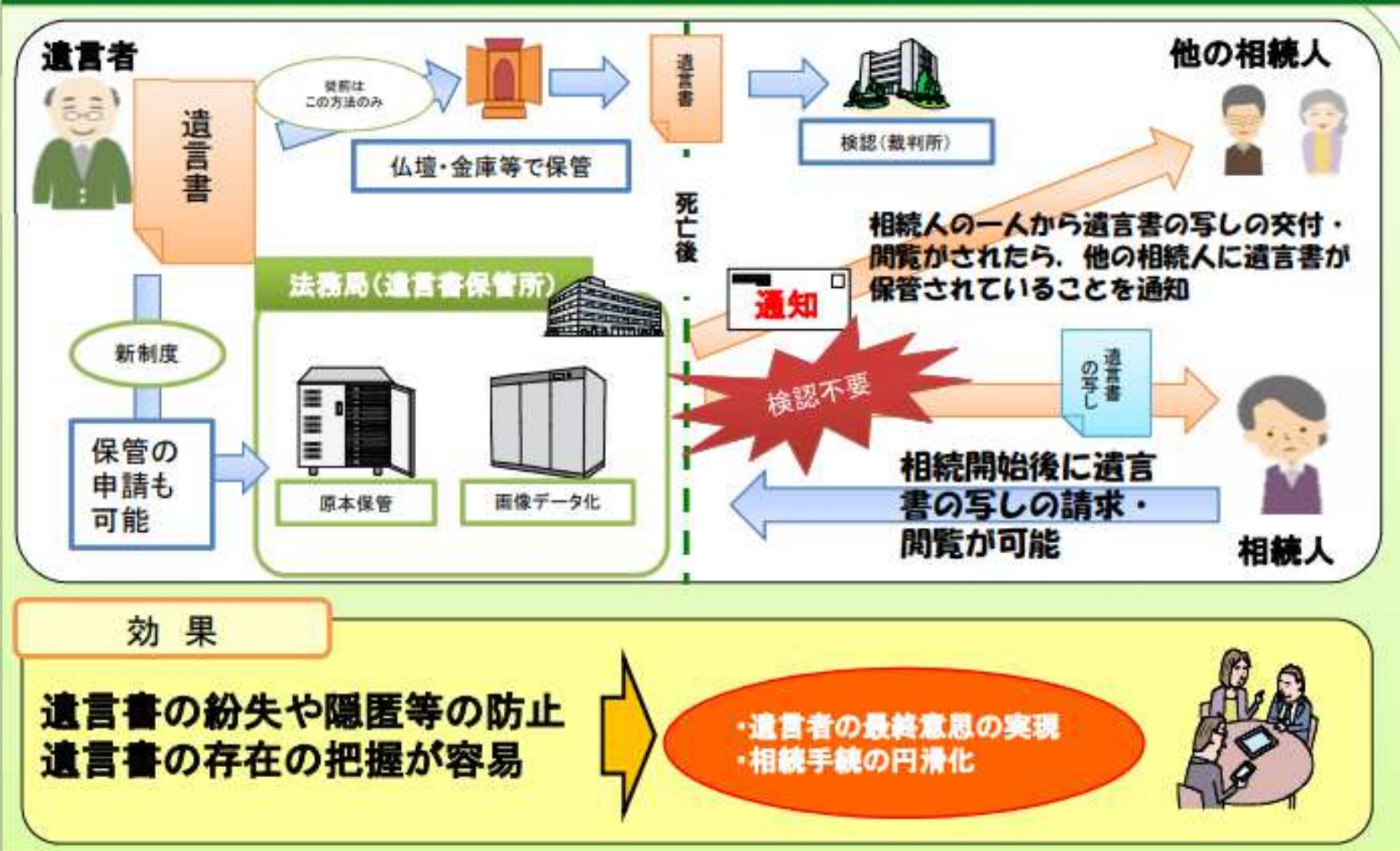
	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
書く人	本人	公証人	誰でも可(本人が望ましい)
証人・立会人	不要	2人以上の証人	公証人1人と2人以上の証人
検認	必要	不要	必要
費用	無料	有料	有料
特徴	一番簡単。 内容の秘密を守ることはできるが、発見されないおそれあり。	保管は安心できる。 公証人と証人が内容を知る。	遺言の存在は公証人と証人に知られるが内容の秘密は守られる。

法務局の遺言書保管制度

※法務省の資料より

48

○法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度の創設



公正証書遺言の作成件数



自筆証書遺言（見本）

遺言書

遺言者山田太郎は、この遺言書により、次のとおり遺言する。

1. 妻花子には、次の物件を相続させる。

1 土地	所在	長崎市〇〇町1丁目
	地番	2番3号
	地目	宅地
	地積	180.00平方メートル
2 建物	所在	長崎市〇〇町1丁目2番3号
	家屋番号	2番3号
	種類	居宅
	構造	木造瓦葺2階建
	床面積	1階100.00平方メートル 2階65.00平方メートル

自筆証書遺言（見本）

2. 長男一郎には、次の定期預金を相続させる。

1 ○○銀行銅座支店 定期預金 口座番号○○○○全額

3. 二男二郎には、次の株式を相続させる。

1 ○○重工業株式会社 15万株

4. 遺言者は、この遺言書の遺言執行者として、弁護士岩永隆之を指定する。

上記遺言のため、遺言者は自らの意思でこの遺言の全文を書き、日付及び氏名を自署して捺印した。

平成○○年○○月○○日

長崎市○○町1丁目2番3号

遺言者 山 田 太 郎 印

遺言作成に当たっての注意点

52

1 遺言能力

認知症になってからでは遅い。

疑わしいときは、医師の診断を。

2 自筆証書遺言の注意点

①全文自筆（ワープロ不可。なお、民法改正により自筆証書遺言に添付する**財産目録**については自書でなくてもよいものとする。ただし、財産目録の各頁に署名押印することを要する。）

②署名・押印が必要

③日付の特定

④共同遺言は禁止

3 公正証書遺言がおすすめ

内容について疑問点があれば、弁護士にも相談を。

4 遺留分への配慮

遺留分減殺請求権を行使されて、かえってもめる可能性もあるので、**遺留分に配慮する**のが良い。

遺留分とは

53

1. 遺言によっても奪えない, 相続人の最低限の取り分
2. 遺留分の割合
 - 法定相続分の2分の1 (ただし, 父母, 祖父母のみが相続人の時は法定相続分の3分の1)
 - 兄弟姉妹が相続人の時は遺留分なし
3. 遺留分減殺請求 (令和元年7月1日以降は, 遺留分侵害額請求)
 - 請求しないともらえない
 - 遺留分の侵害を知ってから1年以内に請求することが必要
 - 改正前は, ①不動産1000万円, ②預金1000万円に対して, 500万円の遺留分減殺請求する場合, ①不動産に対して4分の1の持分請求, ②預金に対して250万円の請求
 - 改正後は, ②預金に対して, 500万円の請求

遺留分侵害額請求の実例

54

(具体例)

父が死亡したが、遺産である2000万円をすべて長男に譲るという遺言があった。法定相続人は、母、長男及び二男の3名である。

母や二男は長男に対して何か言えないか？

○母の法定相続分 = $1/2$

○遺留分 = $1/2 \times 1/2 = 1/4$

→ $2000万円 \times 1/4 = \underline{500万円}$ (=最低限の取り分)

○二男の法定相続分 = $1/4$

○遺留分 = $1/4 \times 1/2 = 1/8$

→ $2000万円 \times 1/8 = \underline{250万円}$ (=最低限の取り分)

生命保険を活用した遺留分対策

- ▶ 預貯金 4000万円のうち、3000万円を保険金として生命保険に加入。

生命保険
3000万円
受取人：長男

- ▶ 相続財産（合計6000万円相当）

すべて長男に相続させる遺言



- ①長男：全遺産6000万円相続
- ②二男：遺留分1000万円
- ③三男：遺留分1000万円

保険金
3000
万円

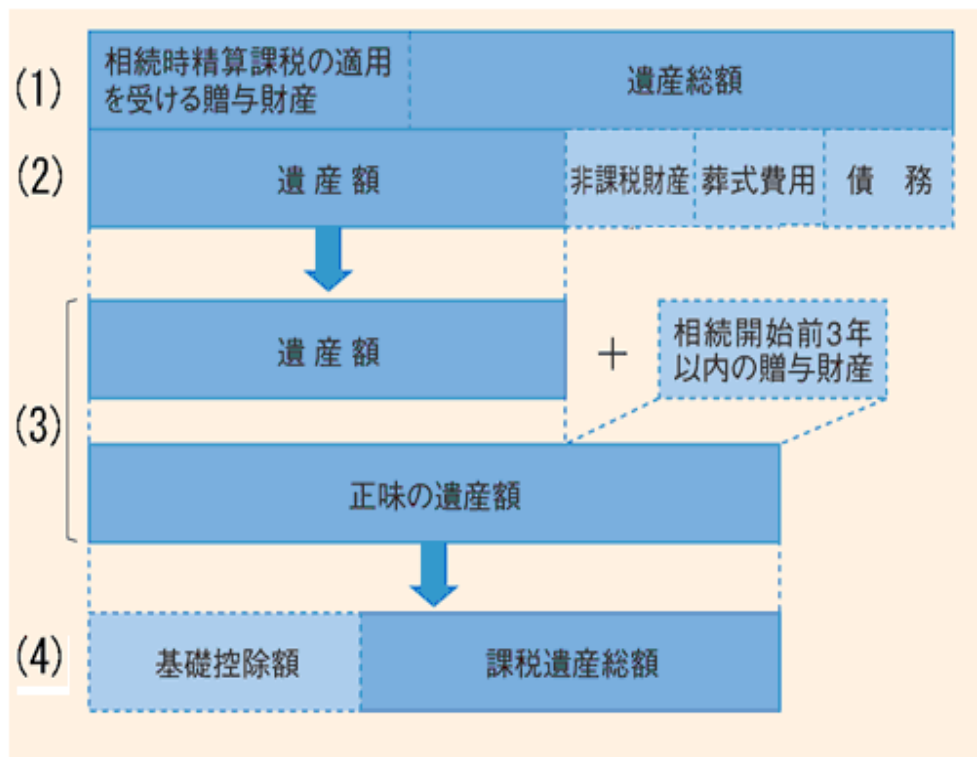
相続財産には含まれない

遺留分支払
1000万
円

遺留分支払
1000万
円

相続税 課税遺産総額の計算 (国税庁HPより)

課税遺産総額の計算



$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \text{法定相続人の数} = \text{基礎控除額}$

注：被相続人に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、実子がいるときは1人(実子がいないときは2人)までとなります。「相続税の総額」の計算においても同様です。

非課税財産

- 1 墓所、仏壇、祭具など
- 2 国や地方公共団体、特定の公益法人に寄附した財産
- 3 生命保険金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$
- 4 死亡退職金のうち次の額まで
 $500\text{万円} \times \text{法定相続人の数}$

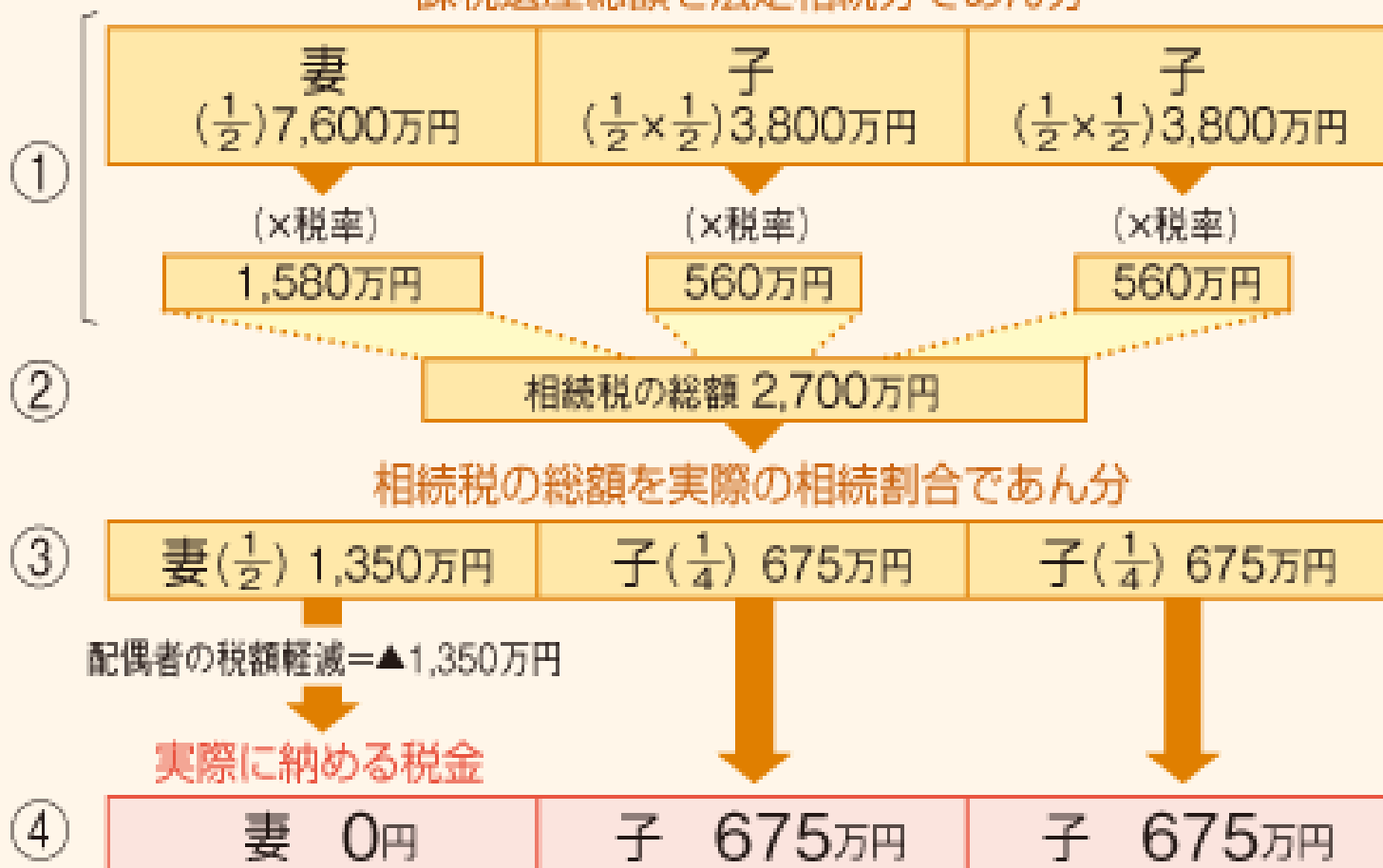
◎相続税の計算例

正味の遺産額が2億円で、妻と子2人が法定相続分どおりに相続した場合

(正味の遺産額) (基礎控除額) (課税遺産総額)

$$2\text{億円} - (3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 3) = 1\text{億}5,200\text{万円}$$

課税遺産総額を法定相続分であん分



相続税額の目安①（みずほ証券HPより）

配偶者がいる場合

単位：万

58

資産総額	相続人	配偶者と子1人	配偶者と子2人	配偶者と子3人
	4,000	0	0	0
	5,000	40	10	0
	6,000	90	60	30
	7,000	160	113	80
	8,000	235	175	138
	9,000	310	240	200
	10,000	385	315	263
	20,000	1,670	1,350	1,218
	30,000	3,460	2,860	2,540
	50,000	7,605	6,555	5,963
	100,000	19,750	17,810	16,635
	150,000	32,895	30,315	28,500
	200,000	46,645	43,440	41,183
	300,000	74,145	70,380	67,433
	500,000	129,145	125,380	121,615

(注) 配偶者の税額軽減は、配偶者が法定相続分(1/2) どり取得し、税額軽減を適用したものととして算出しています。

相続税額の目安②（みずほ証券HPより）

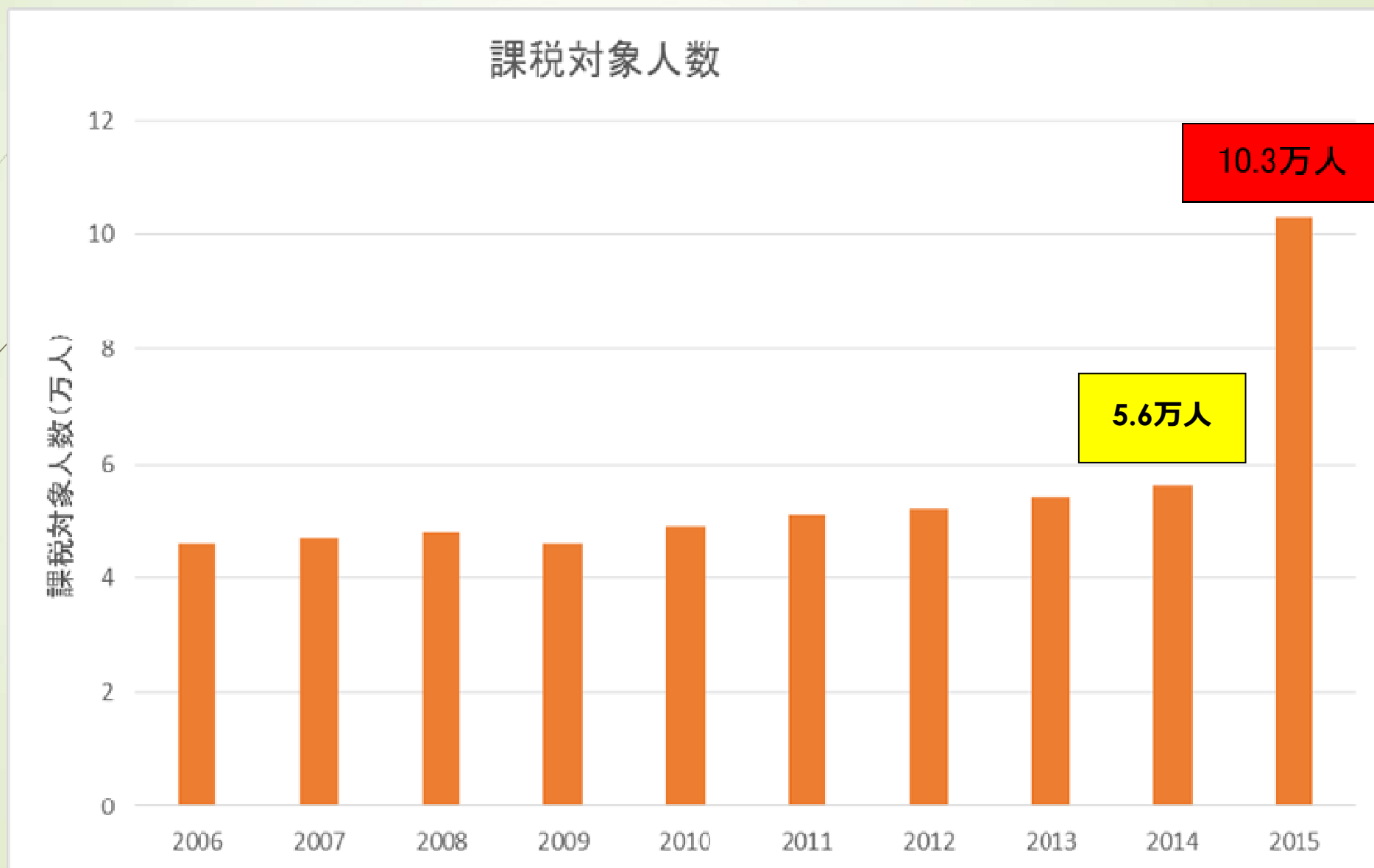
配偶者がいない場合

単位：万

59

資産総額 \ 相続人	子1人	子2人	子3人
4,000	40	0	0
5,000	160	80	20
6,000	310	180	120
7,000	480	320	220
8,000	680	470	330
9,000	920	620	480
10,000	1,220	770	630
20,000	4,860	3,340	2,460
30,000	9,180	6,920	5,460
50,000	19,000	15,210	12,980
100,000	45,820	39,500	35,000
150,000	73,320	65,790	60,000
200,000	100,820	93,290	85,760
300,000	155,820	148,290	140,760
500,000	265,820	258,290	250,760

課税対象人数



相続税の基礎控除額

相続財産が基礎控除額を超えなければ、相続税はかからない。

基礎控除額 = 3000万円 + 600万円 × 法定相続人の数

(例) 夫が亡くなり、相続人が妻、長男及び長女の場合

3000万円 + 600万円 × 3人 = 4800万円

この場合、相続財産が4800万円を超えなければ、相続税はかからない。

注意点

- ① 相続放棄をした人がいても、法定相続人の数に含める。
- ② 法定相続人の数に加えられる養子の数には制限がある。
 - ・ 実子がいる場合 養子は1人まで
 - ・ 実子がいない場合 養子は2人まで

相続税を減らせる制度①（代表的なもの）

1. 配偶者控除

- ① 配偶者の取得した財産額が、法定相続分以下であれば相続税はかからない。
- ② 法定相続分を超えて取得しても、1億6000万円以下であれば相続税はかからない。

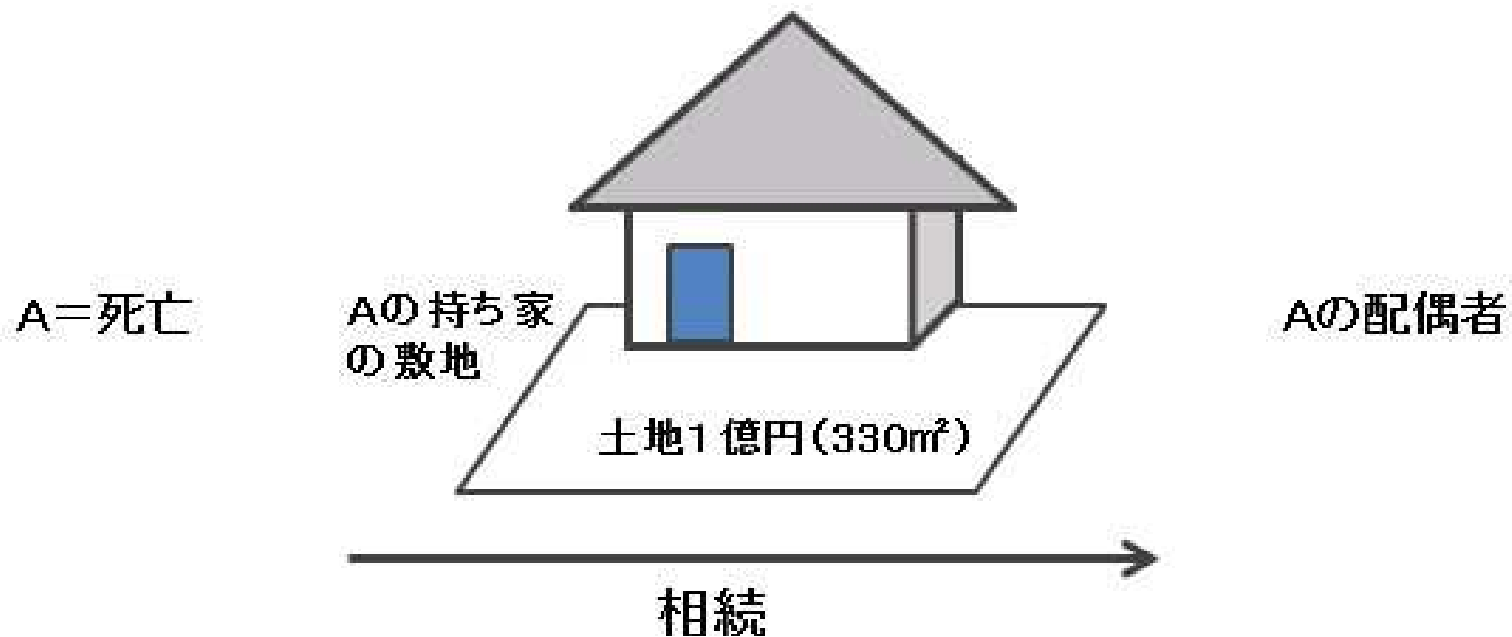
相続税を減らせる制度②（代表的なもの）

2. 小規模宅地の特例

63

自宅の敷地は上限330㎡まで評価額を80%減額できる。

なお、建物については、固定資産税評価額によって評価する。



《例》 被相続人が相続開始の直前において居住していた家屋の敷地の場合
(特定居住用宅地等・面積330㎡、評価額1億円)

1億円 × (1 - 0.8) (減額割合80%、8,000万円減額) = 2,000万円

この場合には、2,000万円を課税価格に算入します。

生前贈与①

1. 贈与税の基礎控除

毎年110万円

2. 生命保険との組み合わせ

父→子 毎年贈与

子 贈与を受けたお金で生命保険に加入

契約者：子，保険料負担者：子，被保険者：父，受取人：子

父死亡時に子が保険金受け取り

(メリット) ①子の資金確保 (納税資金，代償分割金など)

②受け取り時期の指定が可能

③節税 (一時所得として，相続税よりも節税になる可能性あり。

事前に，税額のシミュレーションをしておく必要あり。)

※子が受け取った死亡保険金と子が支払った保険料の差額から50万円を控除し、その金額の1/2が一時所得として課税

生前贈与②

(注意点) 贈与を否認されないように注意する。

①毎年、贈与契約書を作成する。

※「年1回110万円を10年間贈与する」という契約書だと、1100万円の贈与と認定されるリスクあり

②贈与税が発生する場合（110万円超の場合）、税務申告をしておく。

※あえて111万円の贈与にして、1000円の贈与税を支払うケースも多い。

③被相続人が生命保険控除を受けない。

※これを受けると、被相続人（父）が自分自身のために保険料を支払っていたと認定されやすい。

まとめ

66

1. 子供達が骨肉の争いをしないようにするのが親の務め。
遺言を作成することが有益であり、内容面にも配慮する必要がある。

2. 相続税がかかるケースが増える。

(相続税基礎控除)

H26.12.31まで 5000万円+法定相続人数×1000万円

H27.1.1から 3000万円+法定相続人数×600万円

※たとえば、妻、子2名の3名が法定相続人の場合、従来は8000万円の基礎控除だったが、現在は4800万円の基礎控除となる。

3. 弁護士費用

遺言書作成（定型）で、20万円くらい（旧日弁連基準）

4. 公証人費用

相続人3人に対し、①3000万円、②1500万円、③1000万円相当の財産を相続させる旨の遺言では、7万4000円（+用紙代1枚250円）

(講師略歴)

弁護士 岩永隆之

昭和48年4月14日生 (現在47歳)

平成14年 長崎県弁護士会に弁護士登録

平成16年 事務所開設

平成29年 博多支店開設

(著書)

「相続法改正 新しい相続実務の徹底解説」 (共著, 青林書院, 令和元年)

「不動産相続の法律相談」 (共著, 青林書院, 令和2年)